

議案第 2 0 号

岩倉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

岩倉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

岩倉市消防団員等公務災害補償条例（昭和４６年岩倉市条例第８０号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第２号中「９，１００円」を「９，７００円」に改め、同号ただし書中「１４，２００円」を「１４，５００円」に改め、同条第３項中「第１号又は第３号から第６号までのいずれか」を「第１号」に、「２１７円」を「１００円」に、「３３３円」を「３８３円を、第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき２１７円」に改め、同条第４項中「間（以下この項において「特定期間」という。）」を「間」に、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「１２，５００」を「１２，９００」に、「１３，３５０」を「１３，７００」に、「１４，２００」を「１４，５００」に、「１０，８００」を「１１，３００」に、「１１，６５０」を「１２，１００」に、「９，１００」を「９，７００」に、「９，９５０」を「１０，５００」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の岩倉市消防団員等公務災害補償条例第５条第２項及び第３項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた岩倉市消防団員等公務災害補償条例第５条第１項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第４条第３号に規定する傷病補償年金、同条第４号アに規定する障害補償年金及び同条第６号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。